

令和 7 年度予算主要事業の概要 (事業別説明資料)

市民福祉部



目 次

ダイバーシティの普及促進及び定着＜共通項目＞	3
福祉医療費助成の充実（妊産婦・高校生年代）	4
クーリングシelterの指定	5
産前産後ママサポプロジェクトの充実	6
健康寿命の延伸強化	7
アンケート結果に基づく子育て世帯の負担軽減＜共通項目＞	8
宮川保育園の新園舎開所（宮川小学校校舎への併設）	10
神岡地区での公私連携保育所型認定こども園の開設準備	11
学校作業療法士の育成モデル研究（飛騨市支援ラボ事業）	12
飛騨市における社会作業療法の推進（飛騨市支援ラボ事業）	13
生きづらさを予防していくための新たな支援の強化（飛騨市支援ラボ事業）	14
思春期健診の社会実装化検証（飛騨市支援ラボ事業）	15
働きづらさのある人の就労環境の整備	16
神岡地域の療育体制の強化	17
飛騨市多機能型障がい者支援センターのごみ回収効率化	18
医療・介護・福祉人材確保のための支援	19
「かいもの架け橋事業」持続可能な移動販売の体制づくり	27
自分と家族のための終活等の支援事業	28
高齢者のお出かけ安心支援事業	29
宮川町と河合町のデイサービスセンターの統合	30
庁舎等照明設備のLED化＜共通項目＞	31
国の制度を活用した地域活性化人材の登用＜共通項目＞	32

拡充 ダイバーシティの普及促進及び定着＜共通項目＞

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
816	一般財源	816 補助金 600
		報償費 153
（前年度予算 746）		その他 63

2 事業背景・目的

市では、性別、年齢、障がいの有無、性的指向、国籍など、様々なちがいを認識し、認め合い、「ちがいをを持った人々が共存しながら、それぞれの幸せを追求できるまち」を実現するため、令和5年度にダイバーシティ宣言を発表し、これまで普及啓発に取り組んできました。ダイバーシティのまちづくりをさらに推進するためには、市民や企業に多様性の基本的な考え方を理解していただき、意識の変革を促すことが重要です。

こうしたことから、誰もがダイバーシティについて学べる養成講座を新たに開設するとともに、ダイバーシティのまちづくりを推進する団体の補助制度を創設し、市民の意識向上と、定着を図ります。

3 事業概要

① 【新規】「ダイバーシティ推進養成講座（仮）」の開催（183千円）

複数年計画で異なる内容の講座を年3回程度開催し、3回受講した方を「飛騨市ダイバーシティ推進リーダー（仮）」として登録、認定する仕組みを創設します。令和7年度は「多文化共生講座」、「性的マイノリティ研修」、「障がい者体験講座」を開催予定です。

② 【新規】ダイバーシティ補助金の創設（600千円）

ダイバーシティに資する活動や普及啓発を行う団体や個人に対し、要する経費の1/2、上限15万円を支援します。

③ 【継続】ダイバーシティの普及啓発（33千円）

令和6年度でも実施した「ダイバーシティ交流会」を引き続き実施するとともに、飛騨市ダイバーシティの啓発シールを作成し、さらなる周知啓発に努めます。

①・③担当課：市民福祉部市民保健課（☎0577-73-7464） 予算書：P. 65

②担当課：企画部総合政策課（☎0577-62-6558） 予算書：P. 57

拡充 **福祉医療費助成の充実（妊産婦・高校生年代）**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
2,255	ふるさと納税	2,000	扶助費	2,000
	一般財源	255	役務費	255
（前年度予算 0）				

2 事業背景・目的

市では、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、こどもやひとり親家庭、障がい者等を対象に福祉医療費助成事業を実施しています。

令和7年度は、妊産婦に係る医療費の助成制度を新たに創設し、妊娠期から子育て期にわたる子育て支援のさらなる充実を図ります。

また、令和2年度から実施している高校生年代を対象とした医療費助成について、これまで高校生本人への教育の観点から償還払い型（注1）を採用していましたが、岐阜県内においても、県内外を問わない現物給付化（注2）の前提となる併用レセプト請求方式の導入が令和8年度に予定されています。そのため、高校生年代においても、現物給付化を実施し、医療機関等窓口における負担軽減につなげます。

3 事業概要

①【新規】岐阜県内初の妊産婦医療費助成（2,000千円）

- 助成対象 母子健康手帳の交付月の1日から出産した月の翌月末日までの妊産婦
- 助成範囲 保険診療にかかる自己負担分（入院・外来）
- 助成方法 償還払い（注1）

②【拡充】高校生年代対象の医療費助成の「現物給付化」（255千円）

これまでの「償還払い」から「現物給付」へ運用を改め、利便性を図ります。

- 助成対象 義務教育終了後から18歳年齢到達後最初の3月31日までの高校生年代
- 助成範囲 保険診療にかかる自己負担分（入院・外来）

※償還払いと現物給付の違い

方 法	受給者証	窓口負担	手続き	利便性
（注1）償還払い	なし	一旦支払い	申請が必用	△
（注2）現物給付	あり	なし	特になし	○

担当課：市民福祉部市民保健課（☎0577-73-7464） 予算書：P. 77

新規 クーリングシェルトアの指定

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
132	一般財源	132 需用費

（前年度予算 0）

2 事業背景・目的

令和6年4月の気候変動適応法改正により、各都道府県内に設置されている全ての観測地点で暑さ指数（※）が35を超える過去に例のない暑さとなった場合、都道府県単位で「熱中症特別警戒情報」が発表されることとなりました。これに伴い、各市町村では、この場合に住民等が避難する場所として暑熱避難所（クーリングシェルトア）を指定できるようになりました。

岐阜県においては、飛騨地方など冷涼な地域が含まれることから、「熱中症特別警戒情報」が発表される可能性は高くないと考えられてきました。しかし、近年の全国的な猛暑により、飛騨地方においても熱中症の危険性が高い厳しい暑さとなる日が増えています。

こうしたことから、市有施設等をクーリングシェルトアに指定し、市民が日常的に熱中症を予防できる場とするとともに、非常時には暑熱避難所として活用できる体制を整えます。また、市の広報媒体を通じて情報を発信し、市民への周知を図ります。

※暑さ指数

気温・湿度・日射からなる熱中症予防に関する指標で、岐阜県内では23地点で観測されており、日常生活における熱中症対策の指針では、25以上で「警戒」、28以上で「厳重警戒」、31以上で「危険」とされています。

3 事業概要

市の管理する公共施設に加え、民間からも利用可能な施設を募集し、官民の施設をクーリングシェルトアとして指定します。これらの施設は、それぞれの開設時間内や営業時間内であれば、誰でも自由に涼み処として活用できます。

また、すべての指定施設には、市が統一規格の表示板を設置し、官民どちらの施設であっても、市の認定した施設であることが分かるようにします。さらに、こどもの夏休み期間には、一部の施設で、涼しい環境のもと勉強できるスペースとして開放します。



担当課：市民福祉部市民保健課（☎0577-73-2948） 予算書：P. 87

扩充

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

	7, 571	国庫支出金	2, 302	委託料	7, 166
		県補助金	3, 006	報償費	116
(前年度予算	4, 767)	一般財源他	2, 263	その他	289

2 事業背景・目的

妊娠・出産・乳児期の子育ては、母親の生活環境が大きく変化する時期であり、身体的負担に加え、精神的負担も大きくなります。

そのため、市ではこれまで「産前産後ママサポプロジェクト」として、助産師や地域の方々と連携し、母親が孤立感や不安感を解消できるよう支援を実施してきました。

近年、産後うつなど精神的な不調を抱える産婦が増加していることに加え、家族形態の変化により支援を受けにくい状況が生じています。その影響もあり、助産師が訪問する産後ケアの利用実績は増加傾向にあり、さらなる支援強化が求められています。

また、多胎児家庭では、同時に複数の子を育てることによる身体的・精神的・経済的負担が更に大きいことや、社会的に孤立しやすいという多胎児ならではの課題があります。

こうしたことから、令和7年度は、助産師が訪問する産後ケアサービスを8回まで無償化するとともに、多胎児家庭への支援を新たに開始します。

3 事業概要

①【新規】ピアサポーターによる多胎児家庭支援（280千円）

多胎児家庭の育児負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えるため、多胎育児経験者（ピアサポーター）による家庭訪問や外出支援を行う「多胎児家庭支援事業」を新たに開始します。あわせて、ピアサポーターの確保に向けた事業周知、参加の呼びかけ、資格取得支援を実施します。



②【拡充】助産師等の訪問型産後ケアの無償化（4,060千円）

令和7年度から助産師等が訪問する訪問型産後ケアの支援について、1産婦あたり8回分の無料利用券を配布しよう。

③【継続】産前産後ママサロン等の開催（3,231千円）

妊産婦家庭へのヘルパー派遣による家事支援や助産師や同じ悩みを抱えるママ達と気軽に語り合える「産前産後ママサロン」など従来の支援も引き続き実施します。

担当課：市民福祉部市民保健課（☎0577-73-2948） 予算書：P.90

拡充 健康寿命の延伸強化

1 事業費（単位：千円）		【財源内訳】		【主な使途】	
	3,896	ふるさと納税	2,808	報償費	2,550
		一般財源	1,088	委託料	844
（前年度予算	3,614）			その他	502

2 事業背景・目的

「人生100年時代」においては、健康寿命を延ばすことが重要であり、そのためには、若いうちから健康づくりに取り組むことが不可欠です。しかし、青壮年期は、子育てや仕事で忙しく、体力的にも不調を感じにくいいため、健康への意識が低くなりがちです。

こうしたことから、市独自で様々な健康推進事業を展開することにより、すべての年代の方が健康づくりを意識し、取り組むことができる環境の整備を進めます。

3 事業概要

①【新規】親子で歯科健診受診支援（867千円）

乳幼児と保護者（父母どちらか1名）を対象として、歯科健診の受診費を助成し、歯科健診の受診機会を設けることで、若いうちからの歯の健康促進につなげます。

②【新規】検診受診率向上のための自己負担軽減

- ・マンモグラフィー（40歳代）の検診自己負担額を1,200円から1,000円に減額します。
- ・骨粗しょう症検診の自己負担額を600円から500円に減額します。

③【改善】健康講座「忙しくてもジブンジカン」（221千円）

子育て世代の女性を対象に、健康を見直すきっかけを提供し、将来の更年期・老年期に向けた健康習慣の確立を支援します。また、参加者にSNSなどで、健康情報を発信していただけるよう支援します。

④【改善】まめとく健康ポイント事業（2,808千円）

健康ポイントの対象を、市の健康事業と連携した内容に拡充し、幅広い世代が参加しやすい内容に改善します。また、優れた取り組みを表彰や広報誌で紹介し、参加者の関心を高めるとともに、未参加者や企業への周知を強化します。

担当課：市民福祉部市民保健課（☎0577-73-2948） 予算書：P. 89

新規 アンケート結果に基づく子育て世帯の負担軽減 ＜共通項目＞

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
1,050	ふるさと納税 1,050	補助金 1,050
（前年度予算 0）		

2 事業背景・目的

市では、これまでも充実した子育て支援策を実施してきましたが、さらなる改善を図るため、令和6年8月に18歳以下の子どもがいる全世帯を対象として、子育てに関する経済的負担の実態把握を目的としたアンケート調査を実施しました。

この結果、「大学等への進学時」、「部活動・クラブ活動・習い事等」に特に経済的負担を感じている世帯が多いことが明らかになりました。また、世帯収入200万円未満の世帯の半数以上が子どもにかかる費用に大きな負担を感じていることも分かりました。

こうしたことから、令和7年度は、アンケート結果をもとに、子育てに関する経済的負担を軽減するための事業の拡充を図ります。

3 事業概要

①【拡充】育英基金の条件緩和（ゼロ予算）

大学等進学時の育英基金（奨学金）を以下の通り拡充します。これにより、経済的な理由で進学を諦めることなく、安心して学びの機会を得られる環境を整えます。

- (1) 育英基金の所得制限を緩和し、貸付対象者を拡大します。
- (2) 物価高騰を考慮し、貸付月額の上限を5万円から6万円まで引き上げます。
- (3) 進学に向けた資金計画の講習会を開催するとともに、返済や困りごとに関する相談体制について周知します。

②【拡充】子ども関連事業の低所得世帯向け負担軽減措置の拡充（ゼロ予算）

これまで非課税世帯のみに適用していた、以下の事業例における利用料軽減措置を「均等割のみ課税世帯」まで拡大し、低収入世帯の負担軽減を図ります。

（事業例）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・放課後児童クラブ | ・子育て短期支援事業 |
| ・一時的保育事業・休日保育事業 | ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 |
| ・産後ケア事業 | ・子育て支援ヘルパー派遣事業 など |

③【拡充】スポーツ活動充実交付金を文化系部活動まで拡充（1,050千円）

令和4年度から、スポーツ少年団や運動系部活動の活動費や物品購入費等について支援を実施しています。令和8年度からの地域クラブ活動の完全移行化も踏まえ、令和7年度から、文化系クラブ活動等にも交付金の適用を拡充し、クラブ活動における経済的負担を軽減します。



①担当課：教育委員会事務局教育総務課（☎0577-73-7493）

②担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458）

③担当課：教育委員会事務局生涯学習課（☎0577-73-7495） 予算書：P. 136

拡充 **宮川保育園の新園舎開所（宮川小学校校舎への併設）**

1 事業費（単位：千円）		【財源内訳】	【主な使途】	
444	ふるさと納税	444	備品購入費	334
			需用費	110
（前年度予算 63,880）				

2 事業背景・目的

宮川保育園では、少子化の影響で一時的な休園措置を度々実施してきましたが、保護者のニーズを受けて、令和6年度に再開しました。また、地域住民からは保育園の存続と少人数ならではの充実した子育て環境を望む声が寄せられています。

一方で、園舎は平成2年に建築されており、老朽化が進んでいるため、大規模な修繕が必要な時期を迎えています。

こうしたことから、市では施設の維持管理費用の削減を図るとともに、飛騨市学園構想に基づく保小連携モデルを構築し、地域との連携を通じて子ども達の健やかな成長と自立を支援することを目的として、令和6年度に宮川小学校の校舎内に園舎機能を移転・併設する工事を実施しました。

令和7年度には、新たに整備された園舎を活用した認可外保育施設の運営を開始し、地域における子育て支援を一層強化します。

3 事業概要

令和6年度に宮川小学校校舎の1階南側（職員玄関側）に、園舎機能を併設するための工事を実施しました。令和7年4月に新園舎を活用した認可外保育施設が開園予定です。これに伴い、備品購入や開園セレモニーを行い、円滑な運営を目指します。



▲宮川保育園新園舎 玄関



▲宮川保育園新園舎 園児室

担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P.81

拡充 **神岡地区での公私連携保育所型認定こども園の開設準備**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
2,643	合併基金	2,643 補助金

（前年度予算 25,000）

2 事業背景・目的

現在、神岡地区には旭保育園（公立）、双葉保育園（私立）、山之村保育園（公立・休園中）の3園が存在しますが、令和6年度の同地区の出生数は約10名となっており、今後も減少が予想され、令和8年度には園児数は約110名にまで減少する見込みです。

このため、園児数の減少により各園が小規模化し、施設運営や保育実施に支障が生じる恐れがあることから、関係者や保護者との協議を経て、令和5年度に旭保育園と双葉保育園の廃止と新たな施設設置に関する方針を決定し、令和8年4月には「公私連携保育所型認定こども園」を新設する予定です。運営主体は双葉保育園を運営する社会福祉法人双葉福祉会で、園舎は現在の双葉保育園を活用することとしています。

行政と民間が協定を締結し、行政の支援を受けながら施設を運営する「公私連携」及び、一部の幼稚園機能を併せ持つ「保育所型認定こども園」という形態によって、従来の保育園のノウハウを活かした安定的な運営を目指します。また、園児数の減少や多様化する保育ニーズに対応し、神岡地区の子ども・子育て支援の中核的な機能を維持しつつ、効率的かつ持続的な保育環境の実現につなげます。

3 事業概要

令和8年4月の新施設運営開始に向けて、2ヵ年計画で園舎等整備を進めます。
 令和6年度には、双葉福祉会が合併に向けて倉庫の建築、保育室や廊下の床塗装、雨樋の修繕など園舎の整備を実施しました。
 令和7年度には、運営に必要な備品購入を行い、その費用全額を補助金として交付します。

（令和7年度支援内容）

新園名パネルの設置、クラス表示のプレート、園児用の机・イス、ステージ幕の交換、玩具の購入、通園バスの園名変更など

担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458） 予算書：P. 81

新規 学校作業療法士の育成モデル研究（飛騨市支援ラボ事業）

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
6,950	まち・ひと・しごと 事業基金 一般財源	委託料 負担金等
	1,450	5,500
	5,500	1,450
（前年度予算 1,000）		

2 事業背景・目的

市では、全国でも初となる小中学校に作業療法士を配置する「学校作業療法室」の取り組みを進めており、現在では市内すべての小中学校に「学校作業療法室」が設置されています。しかし、「学校作業療法室」を今後も安定的に運営する上では、学校作業療法士の育成と確保が大きな課題となっています。

そこで令和7年度では、地域おこし協力隊制度を活用した新たな人材育成モデルを試行し、学校作業療法士の育成と確保に取り組みます。また、効果検証によるエビデンスの確立や大学・専門学校等の作業療法士育成機関と連携した育成や全国への普及に向けた方策を模索することで、学校作業療法室の更なる充実を目指します。

3 事業概要

「飛騨市作業療法まちづくり研究所」を設立し、学校作業療法の人材育成・確保モデルの確立に向けた研究や、様々な人の生活分野における作業療法の介入方法等について、実践しながら研究します。

- ・学校作業療法士の育成方法については、地域おこし協力隊制度を活用して現場で育てる作業療法士を確保し、その育成モデルの確立を目指します。
- ・専門家に依頼し、飛騨市をフィールドとして、作業療法を様々な生活現場で行うために必要な手法や介入方法などを研究します。また、研究に関連する大学院等で行われている社会作業療法の講座と飛騨市の連携も模索します。
- ・市と連携協定を結んでいるサンビレッジ国際医療福祉専門学校にて、専門学校等での学校作業療法士育成の可能性等の研究・検証を行います。
- ・飛騨市Well-beingフォーラムをリニューアルし、学校作業療法についての検証や研究成果を報告する場としても位置付けます。

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 71

新規 飛騨市における社会作業療法の推進 (飛騨市支援ラボ事業)

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
880	ふるさと納税	880 委託料

(前年度予算 0)

2 事業背景・目的

市では、「地域生活安心支援センターふらっと」において、作業療法士の力を借りながら、分野や年代で区切りをつけずに市民の様々なお困り事の相談を受けて対応しています。これは、病院で行う作業療法ではなく、社会の様々な生活現場での困りごとに対して作業療法により対応をしているもので、「社会作業療法」という日本でも新たに着目されている取組でもあります。飛騨市では、全国で初めて「学校作業療法室」を導入し、これまでになかった視点からこどもの個性を活かした成長支援を進めています。この「学校作業療法」も、社会作業療法の一環として位置づけられています。

令和7年度は、さらに社会作業療法の視点で市民のライフステージ全般にわたる支援を目指すこととし、特に、保育園や自立訓練施設といった日常生活の中で作業療法が活かせる場面において、その効果を検証しながら取組みを推進します。

3 事業概要

○保育園での作業療法は、就学前の保育園にも作業療法士が介入し、就学後の子どもたちの困りごとを軽減できるよう専門家の視点で見立てることで、子どもの個性・特性への理解を深め、保育士と協力して子どもたちがより生き生きと活動することができる環境をつくるものです。令和7年度は、どのような介入の仕方が現場と調和するのか等を実施検証します。

○飛騨市C型就労継続支援サービスとは、障がい福祉サービスの「日中一時支援事業」において、市独自の自立訓練を行うサービスです。B型事業所で仕事ができる能力があるのに、生活の自立ができていないために継続して通えなかったり、障がいの特性によって仕事が続かなかったりする方たちに対し、作業療法士が介入することで効果的な療育支援の場となるよう実施検証します。

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 70

拡充 生きづらさを予防していくための新たな支援の強化 (飛騨市支援ラボ事業)

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,382	ふるさと納税	1,382
		委託料 902
		報償費 336
(前年度予算 650)		その他 144

2 事業背景・目的

市では、作業療法士の助言等を元に、新たな支援手法の実証や支援の創設等に取り組んでいます。あらゆる世代の相談窓口である「地域生活安心支援センターふらっと」における市民からの相談を通じ、すでに生きづらさを抱えた人を支援するだけでなく、生きづらさを抱えないようにするための予防の重要性を認識しました。

このことから、自分がどういう特性を持った人間か自分で自分を知るための「自分研究」や良好な自分を保つための「セルフメンテナンス」、乳児期から将来の健康な心や身体をつくるための「身体調和支援」等、予防的取組みを充実させ、生きづらさを感じないための予防を推進します。

3 事業概要

○「自分研究の試行実施」

「自分研究」手法を確立した大学教授の指導を仰ぎ、市内で同手法を試行します。

○「支援者のセルフメンテナンス」

日頃から支援を行う支援者が良好な自分を維持できるよう、セルフメンテナンスの重要性について普及啓発の研修を実施します。

○「身体調和への支援」

こどもの成長過程における心身の不調を予防することに着眼した乳幼児期からの多様な感覚を育む取組みである『身体調和支援 はぐみんの日』を引き続き推進します。令和7年度は、食具の重要性に着目し、乳幼児期に適した新たな食具の普及に努めます。



▲「身体調和支援 はぐみん」の様子

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 70

拡充 **思春期健診の社会実装化検証（飛騨市支援ラボ事業）**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
6,000	ふるさと納税	6,000 委託料

（前年度予算 3,700）

2 事業背景・目的

市では、様々な生きづらさを抱える方の相談に対応していく中で、思春期時に自分のことをよく知り、何かあっても抱え込まず相談できるようになることで、生きづらさの予防につながると考え、そのために必要となる取組みを模索していました。一方で、心が苦しい時には、専門家に相談する体験を得ていく（支援希求力を高める）など、重症化する前の予防介入の観点で公的な関係機関でも研究が重ねられ、身体だけでなく心理・社会面の状況も診る新しい形の健診の実施手法が形作られていました。

この研究を行っていた医師を中心に、令和6年度に新たな健診の取組として「ヒダ×10代ケンシン（思春期健診）」を飛騨市で初めて実施し、検証を行い、意図した成果が見える結果となりました。

令和7年度は、思春期健診の検証2年目として、思春期時の子どもたちへの予防的アプローチをさらに多角的に実施検証します。

3 事業概要

「ヒダ×10代ケンシン（思春期健診）」として、2年目の実施検証を行います。健診実施に係る団体を創設し、その団体に思春期健診事業を委託することで、1つのパッケージ化した形での健診実施の検証を行います。また、思春期のこどもに関する相談窓口を設けての啓発の効果、持続可能かつ健診受診者の増加を図るためにも医師以外の医療従事者での実施の可能性等も検証します。



担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 71

拡充 働きづらさのある人の就労環境の整備

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
1,030	国庫支出金	500	委託料	1,000
	県補助金	250	補助金	30
（前年度予算 657）	一般財源	280		

2 事業背景・目的

市内には、障がい福祉サービスにおける基本的な生活を整える自立訓練サービスがなく、就労継続支援B型事業所で作業を行うためにもそうした訓練等の必要のある方が、自立訓練でなくそのまま就労支援事業所につながられている現状となっています。そのため、その対応を担う事業所に大きな負担がかかっており、専門的見立てによる自立訓練の対応ができる場の必要性が大きくなってきました。

また、障がいやひきこもりなどの働きづらさを抱える人たちは、従来型の雇用形態であるフルタイムで複数の業務に従事することは適していない場合が多く、その人の特性や能力に合わせて最適化した業務スタイルで働ける仕事にマッチングする支援が重要です。しかし、そうした業務を提供できる体制を整えている民間企業はまだ少なく、具体的なマッチングもできない現状にあります。令和6年度に先進地から支援員を招聘し、業務を分解して仕事を切り出し、マッチングしていくノウハウの一端を学びました。

令和7年度は、協力いただける企業とともに、実際に業務を小分けして、就労困難者に合った仕事のマッチングを試行実践します。さらに、自立訓練のできる場として市独自の日中一時支援事業「飛騨市C型就労継続支援サービス」を創設して、作業療法士の見立てや助言を入れた支援体制をつくり、課題の解消に取り組みます。

3 事業概要

①【新規】「飛騨市C型就労継続支援サービス」事業の実装検証（1,000千円）

障がい福祉制度の地域生活支援事業による市の日中一時支援事業の委託の中で、新たに自立訓練を行うことを追加します。これを「NPO法人障がい者を支える会」に委託し、市の別事業で作業療法士も派遣しながら、この新たな日中一時支援事業「飛騨市C型就労継続支援サービス」を実践し、サービスとしての確立を目指します。

②【拡充】働きづらさのある人への短時間による新たな就労形態普及の実践（30千円）

飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」での相談の中で、実際に支援が必要な具体事例を、市内企業に協力を得て、業務分解と仕事へのマッチングの実践を試みます。

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 70

拡充 神岡地域の療育体制の強化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
690	一般財源	690
		報酬 450
		委託料 240
（前年度予算 240）		

2 事業背景・目的

令和2年度に開所した神岡町の複合型児童施設では、市が運営する保育園児までを対象とした療育施設「神岡ことばの教室」と、市社会福祉協議会が運営する小学生から高校生までを対象とした支援施設「放課後等デイサービスなかよしキッズ」が併設されています。

神岡地区ではこどもの数が急激に減少しており、複数の事業所から選択して利用できる環境を整えることは難しい状況にあります。しかし、保育園から高校まで一貫した支援を提供できる地域特性を活かすことで、療育や支援をより効果的に実施することが可能となります。そのため、両施設が互いに補完し合い、効率的に運営する形が地域や建物の活用の面でも効果的であると考えられます。

こうしたことから、「神岡ことばの教室」と「放課後等デイサービスなかよしキッズ」の職員がお互いの業務を経験し、協力し合う新たな運営体制を試行します。この取組みにより、療育と支援の効果を一層高めることを目指します。

3 事業概要

市と社会福祉協議会で連携し、人材の流動化と場所の流動化を実施することで、両サービスの円滑に運営し、神岡地区での療育や支援をより効果的に提供します。

○人材の流動化

「なかよしキッズ」（市社会福祉協議会）のパート職員を市で短時間任用するとともに、「神岡ことばの教室」（市）の短時間任用職員を「なかよしキッズ」（市社会福祉協議会）で短時間任用することで、市と社会福祉協議会の間で人材を一部流動化させます。

○場所の流動化

「神岡ことばの教室」の支援スペースについて、市社会福祉協議会に行政財産の目的外使用許可を付与し、運営に影響のない時間帯に放課後等デイサービスでも活用できるようにします。

新規 飛騨市多機能型障がい者支援センターのごみ回収効率化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
1,040	ふるさと納税	1,040
		工事請負費 700
		委託料 181
（前年度予算 0）		

2 事業背景・目的

飛騨市多機能型障がい者支援センター「ピース」は、生活介護や就労支援などの障がい福祉サービスを提供し、運営開始から5年目を迎えます。きめ細やかな支援の結果、利用者数は増加傾向にあります。現在、就労支援の一環として「アルミ缶回収、圧縮作業」を行い、その収益を工賃として利用者に支給しています。

こうした中で、就労支援の充実を図るため、ピースの敷地内にアルミ缶専用の大型回収ボックスを新設します。これにより、アルミ缶回収量の増加およびピースの自主事業としてのアルミ缶売却によって工賃の還元拡大を図ります。

さらに、利便性向上のため、近隣の資源ごみ回収ボックスをアルミ缶回収ボックスと同じ場所に移設します。これにより、一ヵ所で資源ごみとアルミ缶を回収できるようにすることで、資源回収の効率化、地域資源の循環促進につなげます。

3 事業概要

①【新規】アルミ缶専用の大型回収ボックス設置（500千円）

積雪に対応した屋根付きの物置型ボックスを設置し、通行車両が入りやすい道路側に配置します。さらに通勤者等が目にとまりやすいよう大型看板を設置します。

②【新規】資源ごみ回収ボックスの移設（200千円）

現在「いくるばひだ」の敷地前にある資源ごみ回収ボックス（衣類・雑誌・新聞等）をアルミ缶回収ボックスと同じ場所へ移設します。



▲資源ごみ回収ボックス

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P. 70

拡充 医療・介護・福祉人材確保のための支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
11,886	ふるさと納税 580	補助金 11,386
	介護保険料 2,886	報償費 400
（前年度予算 13,930）	一般財源 8,420	その他 100

2 事業背景・目的

市では、地域包括ケアシステムの基盤となる医療・介護・福祉サービス提供体制の維持・向上を目的として、平成28年度から包括的な人材確保支援制度を創設し、事業所等の困りごとに寄り添いながら改善を重ね、時流を捉えた様々な施策展開に取り組んでいます。

令和7年度は、人材確保のための効果的な求人活動、薬局の事業継承がしやすい環境づくりに力点を置き、引き続き重層的な人材確保対策を推進します。

3 事業概要

①【拡充】動画を活用した採用活動を行う事業所に対する支援（事業費の内数）

事業所における現在の採用活動は、動画を活用して情報発信することが主流となってきたことから、既存の「介護事業所魅力ブラッシュアップ支援事業」の補助上限額を8万円から30万円に拡大し、動画を活用した事業所PRの推進を図ることで、時代に即した効果的な採用活動を支援します。

②【拡充】薬局に対する補助対象の拡大（事業費の内数）

薬局では、新たな薬剤師の確保が困難なことにより事業継承が課題となっていることから、市内に本店を置く薬局に勤務しようとする薬剤師を、U・Iターン就職奨励金や賃貸住宅家賃補助金など他4つの補助制度の対象として新たに加えることで、持続可能な体制づくりを推進します。



担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 70

予算書：P. 27（介護保険特別会計）

医療・介護・福祉人材確保対策に係る補助制度

大きく7つのカテゴリーの補助制度により、大胆かつ重層的な人材確保対策の支援を実施しています。前頁に掲載した新規・拡充項目を含む制度の概要は以下のとおりです。

(☑：事業所等を運営する法人が対象、☒：専門職員等の個人が対象、☒：法人・個人ともに対象)

1. 事業所の特色ある取組みに対する支援

☑ 入居・入所系事業所における介護ロボットの導入促進	介護従事者の負担軽減等を図るため、介護ロボットを導入する市内の入居・入所系介護事業所に対し、県補助制度を補完する形で導入費用の1/2以内(上限30万円)を補助。
☑ 医療・介護現場における有用介護機器の導入促進	医療専門職・介護職の負担軽減や業務効率化につながる介護機器等を導入する市内の医療機関・介護事業所に対し、導入費用の3/4以内(1品目あたり上限10万円)を補助。 ※ただし、認知症対応型共同生活介護事業所は、1ユニット1個、その他の施設・事業所は、9床につき1個まで。
☑ 空き家等の社宅化利用による介護人材のための住居の確保支援	住まいと職をセットにした人材確保を図るため、空き家等を社宅として借り上げる市内の介護事業所に対し、賃借料の2/3以内(上限3万円/月・最長5年間)を補助。
☑ 人的ネットワーク等を活用した介護人材の発掘の支援	成功報酬型の職業・人材紹介制度を活用する市内の介護事業所等に対し、紹介謝金等の1/2以内(上限1万円)を補助。
☑ 人材募集に係る広告宣伝活動の支援	広く人材募集に関する広告宣伝を行う市内の介護事業所等に対し、広告宣伝費用の2/3以内(上限5万円/回)を補助。 ※ただし、1法人あたり年度15万円が上限。
☑ 効果的な求人活動を行う事業所の支援	求人活動において自らの事業所の魅力を効果的に伝えるため、専門デザイナー等に依頼して質の高いパンフレット、WEBサイト、動画等の作成により採用活動を行う市内の介護事業所に対し、作成費用の2/3以内(上限30万円)を補助。
☑ 介護の仕事や事業所の魅力等を発信するイベント等への出展支援	介護の仕事や職場等の魅力を発信し、求職者への興味喚起を図るため、地域内外でのイベント等の出展や開催、求職者とのマッチング機会(企業展等)への出展を行う市内の介護事業所に対し、次の費用を補助。 (1) イベント出展・開催費用の3/4以内 (上限8万円[単独法人]・30万円[複数法人]) (2) 企業展出展費用の1/2以内(上限5万円)
☑ 介護現場における指導者の雇用支援	新入職員や外国人介護人材の育成・指導のため、介護の技術や知識等を有する指導者を雇用する市内の介護事業所に対し、人件費の2/3以内/人(上限4万円/月)を補助。
☑ 産休・育休の取得と復職支援体制整備の促進	働きやすい職場環境と人材の定着のため、産休・育休の取得や復職支援体制を整備する市内の介護事業所に対し、正規職員の産休・育休取得時に10万円/人の奨励金を交付。
☑ 在宅介護を支える介護ヘルパー経験者の雇用促進	住み慣れた在宅での介護サービスを安定的に提供するため、介護ヘルパー経験者を正規雇用する市内の介護事業所に対し、10

	万円/人の奨励金を交付。
☒ 介護ヘルパーの緊急支援	介護ヘルパーの人材確保のため、介護職員初任者研修を修了した者を、研修修了以後に新たに介護ヘルパーとして、常用介護職又は正規職員として雇用した法人に対し、50万円/人を補助。

2. 市外からの流入による人材確保の推進

☒ 医療・介護・福祉専門職のU・Iターン就職の促進	市内または近隣地域への帰郷・移住から1年を経過しない内に、市内の医療・介護機関等に正規職員等として就業した医療・介護等専門職員に対し、奨励金(市内居住者10万円、高山市及び富山市居住者5万円)を交付。 また、介護福祉士養成課程のある学校等の卒業者で、資格取得前に市内就業し、卒業後4年以内に介護福祉士を取得し継続して就業する場合は、上記に加えて15万円の特別奨励金を交付。 ※ただし、就職後2年間継続して勤務しないときは、いずれも返還を求める。
☒ 医療・介護等専門職に対する家賃支援	U・Iターンを経て市内の医療・介護機関等に正規職員として勤務するため、賃貸により市内に住居を構える医療・介護等専門職員に対し、家賃の1/2以内(上限3万円/月・最長2年間)を補助。 また、外国人介護人材が就労制限を受ける家族帯同者と同居する場合、帯同者の就労制限が解除されるまでの間、1万円/月を上乗せして補助。
☒ EPAによる外国人介護福祉士候補者の求人支援	EPA(経済連携協定)に基づき、国内の介護施設で働きながら介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護福祉士候補者の求人手続きに取り組む市内の特別養護老人ホーム等に対し、次の費用を補助。 (1) 求人申込・説明会参加費等の1/2(上限3万円) (2) 現地面接等に係る渡航費用の1/2(上限25万円) (3) 日本語研修費用の2/3(上限20万円) (4) 就労候補者の渡航費用の1/2(上限10万円)、
☒ 外国人技能実習生等の雇用促進	外国人技能実習生や特定技能外国人を雇用する市内の医療・介護機関等に対し、実習生監理団体に支払う経費の10/10(1名につき最長5年間)を補助。
☒ 外国人留学生の修学支援	卒業後に市内医療・介護機関等への就労意向があり、介護福祉士の資格取得を目指して育成機関で修学する外国人留学生に対し、次の費用を補助。 (1) 留学生が支払う賃貸住宅家賃の1/2以内(上限3万円/月) ※ただし、就職後3年間継続して勤務しないときは返還を求める。 (2) 留学生に対し、入学祝金等を交付する市内の医療・介護機関等に対し、祝金等支払額の10/10(上限5万円)。
☒ 外国人介護人材の就職準備の支援	介護福祉士の資格取得を目指して育成機関で修学し、卒業後1年半以内に市内の医療・介護機関等に就職した外国人留学生介護人材に対し、40万円の就職準備金を交付。

	※ただし、就職後3年間継続して勤務しないときは返還を求める。
外国人介護人材に対する日本語教育の支援	外国人介護人材に対し、日本語教育を行う市内の医療・介護機関等に対し、授業料等の3/4以内(上限8万円/人・年)を補助。
外国人介護人材のための住居の確保支援	外国人介護人材の住居を確保するため、空き家等を社宅として借り上げる市内の介護事業所に対し、賃借料の2/3以内(上限3万円/月・最長5年間)を補助。
家族帯同の外国人介護人材に対する生活支援	就労制限を受ける家族帯同者とともに社宅等に居住する外国人介護人材に対し、帯同者が永住権を取得するまで月額1万円を交付。
外国人介護人材の定着促進	市内介護事業所等に勤務する外国人介護人材が運転免許を取得したとき、その取得に要する費用の1/2以内(上限10万円・人)を交付。
医療・介護等学生による市内現場でのアルバイト・実習の奨励	市内の医療・介護機関等において現場補助業務のアルバイトや教育機関所定の実習を行う医療・介護等学生に対し、奨励金を交付(5～9日間:1万円、10日以上:2万円)。 ※別途、市長が定めるアンケートの記入が必要。
常勤医の確保・事業承継の支援	市外で勤務・開業していた医師が、市内医療・介護機関等の常勤医として就任する場合、または院長等として市内医療・介護機関等の事業を承継する場合、奨励金として300万円を交付。 ※ただし、就任の日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。 また、上記の医師の受入れにあたり、施設・設備等の環境整備を行う市内の医療・介護機関等に対し、整備費用の1/2以内(上限100万円)を補助。

3. 地域における人材掘り起こしの推進

シニア世代の介護就労の促進	市内の介護事業所等において、満60歳以上で初めて常用介護職として雇用され3ヶ月以上継続して勤務している方に対し、奨励金(社会保険適用者:5万円、労働保険適用者3万円)を交付。
潜在看護師による市内医療・介護機関等でのアルバイトの奨励	有資格者の市内就職を促進するため、市内の医療・介護機関等において現場補助業務のアルバイトを行う潜在看護師に対して奨励金を交付(5～9日間:1万円、10日以上:2万円)。 ※別途、市長が定めるアンケートの記入が必要。
潜在看護師の復職に向けた現場見学の奨励	市内医療・介護機関等の看護現場の見学を行う潜在看護師に対し、5千円/箇所の奨励金を交付。 また、見学時に託児サービス等を利用する場合、別途5千円を上限に実費支給。
子育て世代の介護職員に対する就職奨励	中学校終了前(満15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方が、市内の介護事業所等に常用介護職として新たに雇用され、勤務開始から3ヶ月以上経過した方で、1年以上継続して勤務する意思がある方に対し、奨励金(社会保険適用)

	者:5万円、労働保険適用者:3万円、その他:1万円)を支給。
図 運転手の就職奨励	市内の介護事業所等において、運転手として新たに雇用され3ヶ月以上経過した方で、1年以上継続して勤務する意思がある方に対し、奨励金(社会保険適用者:5万円、労働保険適用者:3万円、その他:1万円))を支給。
図 子の看護休暇・介護休暇の有給化促進のための支援	市内の医療・介護機関等で、子の看護休暇および介護休暇を有給化した場合に、取得した時間数について県の最低賃金の1/2(1名につき最大80時間)を補助。

4. 医療・介護職の資格取得の支援

図 介護職員初任者研修受講料の支援	市内の介護事業所等に勤務し、または勤務しようとする市民に対し、民間研修事業者から受講する初任者研修費用の1/2以内(上限5万5千円、ひとり親家庭・市の社会的孤立支援を受けている方は上限7万円)を助成。 また、別途市が開催する介護職員初任者研修は、5.5万円(高校生無料、ひとり親家庭・市の社会的孤立支援を受けている方は1万円)で受講可能。
図 介護職員福祉士実務者研修費用の支援	職員のスキルアップのため実務者研修を受講させる市内の介護事業所等に対し、受講費用の3/4(上限6万円)を補助。 また、医療・介護機関等に所属していない市民が受講する場合は7万円を上限に補助。
図 ひとり親家庭における介護職資格取得の支援	ひとり親家庭の安定した職業機会の確保のため、介護職資格を取得しようとするひとり親家庭の親に対し、次の費用を補助。 (1) 既に介護職員である者の資格取得研修に伴う時短勤務等による減収相当額 上限2万円/月(最長6ヶ月) (2) 市が主催する介護職員初任者研修受講時の休業等による減収相当額及び託児サービス等の利用費 上限8千円/日 (3) 国の職業訓練受講給付金を受けて介護職員初任者研修を受講した者が労働金庫から借り入れた求職者支援融資の債務額 上限5万円/月×借入月数
図 医療・介護・福祉専門職を志す地元高校生等の支援	市在住の生徒または卒業生や、市内の高校に在学又は卒業し、専門職として市内就職する意向をもって市の連携育成機関(サンビレッジ国際医療福祉専門学校(揖斐郡池田町))に進学する地元高校生等に対し、3万円の奨学金と修学支援金(介護福祉士課程15万円/年・その他専門課程30万円/年)を交付。 ※ただし、就業した日から3年間継続して勤務しないときは奨学金と修学支援金ともに返還を求める。
図 介護福祉士を志す方の修学支援	卒業後に市内就職する意向があり、介護福祉士の資格取得を目指して市外の大学・養成機関等で修学する方に対し、賃貸住宅の家賃1/2以内(上限3万円/月・最長2年間)を補助。 ※ただし、卒業後3年半以内に市内に就業し、3年以上介護福祉士として継続して勤務しないときは返還を求める。

☒ 准看護師のスキルアップの支援	市内の医療・介護機関等に就業しながら、養成課程の受講等により看護師の資格を取得した准看護師に対し、学費・交通費等の1/2(上限60万円)を補助。 ※ただし、補助金の交付を受けた日から3年間継続して勤務しないときは返還を求める。
-------------------------	--

5. 医療・介護等専門職の学びの環境の向上

☒ 専門分野に関する学びの機会提供の支援	医療・介護等専門職員の知識や技術の向上のため研修等を受講させる市内の医療・介護機関等に対し、参加費・交通費等の10/10(上限5万円/年)を補助。
☒ 専門分野の拡大にチャレンジする専門職の支援	個人の意思により自身の専門分野以外の知識向上や資格取得のため研修等を受講する市内の医療・介護等専門職員に対し、受講料等の1/2以内(上限3万円/年)を補助。
☒ 外部専門家を招いた横断的な研修開催の支援	外部の専門家を招へいし、自機関のみならず市内の他機関の職員も対象に先進的・専門的な研修を実施する市内の医療・介護機関等に対し、研修実施費用の3/4以内(上限10万円)を補助。
☒ 市外の先進的現場での実地研修の支援	医療・介護等専門職員のスキルアップや職場改善のため、市と人材育成連携協力協定を締結する社会福祉法人新生会(揖斐郡池田町)が運営する医療・介護現場に職員を短期派遣する市内の医療・介護機関等に対し、旅費・滞在費の10/10(上限7万円/人・回)を補助。 ※ただし、1法人あたり年間2人を限度とする。
☒ 現場実習受入のための資格取得の支援	看護学生の実習受入れに必要な実習指導者研修を受講する市内医療機関の看護師に対し、受講費用等について1人2万円/年を補助。

6. 介護支援専門員（ケアマネージャー）の確保対策

☒ ケアマネ増員に伴うケアプラン作成システムの導入支援	ケアマネの増員配置に伴いケアプラン作成システムを追加導入する市内の居宅介護支援事業所に対し、導入費用の3/4以内(上限20万円)を補助。
☒ 新規雇用ケアマネが担当するケアプラン作成に対する支援	新たに雇用した常勤ケアマネが担当するケアプラン数が少なく介護報酬による収入が十分に得られない市内の居宅介護支援事業所に対し、人件費相当について5万円/月(最長4ヶ月)を上限に補助。
☒ ケアマネの安定的な雇用促進	新たにケアマネを雇用した市内の居宅介護支援事業所に対し、7万円/人の奨励金を交付。 また、雇用されたケアマネ本人に対し、3万円の奨励金を交付。 ※ただし、雇用から3年間継続して勤務しなければいけない。
☒ ケアマネの資格更新や研修費用の支援	市内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネの資格更新やスキルアップのための研修受講にあたり、ケアマネ本人または事

	業所が負担した受講料・交通費の2/3以内(受講費用上限3万円、交通費上限5千円)を補助。
☒ ケアマネを志す方の資格試験の支援	居宅ケアマネとしての就職を目指し、ケアマネ試験に合格した市民に対して5千円を交付。
☒ 居宅介護支援事業所の開設に対する支援	市内で新たに居宅介護支援事業所を開設する法人に対し、開設費用の3/4以内(上限30万円)を補助。

7. 人材確保に関する特別対策

☒ 特別養護老人ホーム等における夜勤者の処遇改善の促進	夜勤者の確保や体制維持のため、独自の手当加算を継続的に行う市内の特別養護老人ホーム等に対し、対象者の夜勤1回につき一定額を交付。また、人・月あたりの規定回数を超えて夜勤を行う場合、手当の増額支給分の2/3以内(上限4千円)を交付。
☒ 病院薬剤師の緊急確保時における奨学金返済の特別支援	市内医療機関において薬剤師の緊急的な確保が必要となった際に、修学時に借り入れた奨学金等の返済を行っている薬剤師が着任した場合、その返済額について上限3万円/月(最長6年間)を交付。 ※ただし、就業した日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。
☒ 医療・介護総合人材バンクの設置と緊急マッチング時の特別支援	市出身の医療・介護等専門職員や学生を積極的に把握し、継続的な関係性を深めていくため「医療・介護総合人材バンク」を設置し、登録者に対して報償品を進呈。 また、人材バンクに登録され、市内医療・介護機関等における急な欠員等が生じた際に、市のマッチングに応じて当該機関に就業することとなった専門職員に対し、30万円を交付。 ※ただし、就業した日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。

医療・介護・福祉人材確保対策に係る貸付制度

上記の補助制度に加え、条例に基づく修学資金等の貸与制度を設けています。
(これらの運用に関する金額は、19頁に記載する事業費には含んでいません。)

図 医学生に対する修学資金の貸与	将来、市内医療機関に勤務する意向がある医学生に対し、修学資金(大学入学時30万円、修学期間中20万円/月・最長6年間)を貸与。 ※卒業後9年以内に市内医療機関に医師として在籍し、貸与期間の1.5倍に達するまで継続して勤務した場合は返済を免除。
図 岐阜大学医学部「地域医療コース」生に対する修学資金の貸与	市の推薦を受けて岐阜大学医学部地域枠「地域医療コース」に入学した医学生に対し、岐阜県と共同で修学資金(入学金・授業料相当額に加え、20万円/月・6年間)を貸与。 ※卒業後に県内医療機関等に7年間従事し、うち4年間で県が指定する機関(うち2年以上を市内機関)で勤務した場合は返済を免除。
図 看護学生に対する修学資金の貸与	将来、市内医療・福祉機関等に勤務する意向がある看護学生に対し、修学資金(10万円/月・修学期間中)を貸与。 ※卒業後3年半以内に市内医療・福祉機関等に看護師等として在籍し、貸与期間の1.5倍に達するまで継続して勤務した場合は返済を免除。
図 医療・福祉専門職に対する就職準備金の貸与	市外から市内の医療・福祉機関等に勤務しようとする医療・福祉専門職員に対し、就職準備金(20万円(夜勤者は30万円))を貸与。 ※貸与を受けた日から2年間継続して勤務した場合は返済を免除。

拡充「かいもの架け橋事業」持続可能な移動販売の体制づくり

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

6,000

介護保険料

6,000 補助金

6,000

（前年度予算 6,500）

2 事業背景・目的

移動販売車は、山間の過疎地域において高齢者等の買い物弱者が安心して暮らし続けるために欠かせない支援策となっています。現在、市内では4事業者が移動販売を行っていますが、高齢者の逝去、転出や施設入所などにより、利用者が年々減少傾向にあります。また、物価や人件費の高騰も影響し、非常に厳しい経営環境に直面しています。このままでは従来の仕組みを維持することが難しく、抜本的な見直しが必要な危機的状況にあります。

こうしたことから、令和7年度から官民連携の新たな仕組みとして、移動販売事業者の高齢者の見守り部分の評価、日常生活上の支援を協議する生活支援協議体に参加いただくことに加え、介護保険特別会計の中での運用に移行し、持続可能な移動販売体制の構築を目指します。

3 事業概要

(1) 「半官半民の新たな仕組み」導入

移動販売事業者に対し、市が高齢者見守りのための最低限の賃金相当額を保障し、売上げは直接事業者の収入となる「半官半民の仕組み」を導入します。また、車両にかかる経費は別建てで支援することにより持続可能な経営体制を構築します。



○ 市支援内容

- ① 高齢者の見守り部分を評価し、1事業者あたり人件費相当額を年間150万円上限に支援
- ② 車両にかかるガソリン、タイヤ、修繕にかかる経費の1/2を支援

(2) 介護保険特別会計内での運用

介護保険の事業である生活支援協議体に移動販売事業者を加え、市の見守り相談員や生活支援コーディネーターが、通いの場、地域複合サロン、個別訪問を中心として地域高齢者のニーズを把握し、移動販売事業者につなげる体制を整えます。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.27（介護保険特別会計）

拡充 **自分と家族のための終活等の支援事業**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
5,081	ふるさと納税	5,081	委託料	5,081
（前年度予算 4,687）				

2 事業背景・目的

市では、ご遺族への支援及び人生の終末を安心して迎えるための支援をするため、令和元年10月に終活支援センター（運営委託先：飛騨市社会福祉協議会）を開設し、市民の皆さんやそのご家族が最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

開設以来、終活支援センターにおいて、個別の終活支援相談のほか、セミナー講座、終活フェアなどの開催やエンディングノート、ガイドブックなどの冊子を発行することにより、意識啓発を推進してきました。

令和7年度は、新たな終末登録制度創設や民間事業者等と連携した遺品整理体制を強化することで、一層の環境整備の充実と遺族や地域社会の負担軽減を図ります。

3 事業概要

①【新規】「わたしの終末しんらい登録」事業（ゼロ予算）

住民基本台帳に登録されている65歳以上の方を対象に、事前に登録した緊急連絡先やかかりつけ医、エンディングノートの保管場所などの情報を終活支援センターで登録保管する制度を創設します。これにより、病気や事故などで意思表示ができなくなったり、お亡くなりになられた時に警察署、消防署、医療機関、福祉事務所および予め指定した方からの照会に対して、ご本人に代わってお伝えできるようにします。

②【拡充】遺品整理サービス事業のサポート（572千円）

終活支援センターにおいて、遺品を仕分け、処分、供養、買取できる市内事業者との連携体制のチラシを作成し、相談時等に周知することで、市民やその家族の生前整理、遺品整理をサポートします。



③【継続】個別の終活相談支援等（4,509千円）

- (1) 終活ガイドブック、エンディングノート、私の心づもり（ACP）等の発行
- (2) 終活セミナー・相談会の開催（古川、神岡会場）
- (3) 個別の終活支援相談業務（外出困難な高齢者等への自宅出張相談）
- (4) 死後事務委任等事業、不動産の処分課題の研究

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 75

拡充 高齡者のお出かけ安心支援事業

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
1,500	ふるさと納税	1,500	補助金	1,500
（前年度予算 1,000）				

2 事業背景・目的

市では、介護予防の重点的取組みとして、高齡者の外出による社会交流促進について積極的に取り組んでいるところです。市内地域複合サロンや健康体操などの通いの場は、高齡者が気軽に参加できる場で活気があり、生きがいづくりや孤立・閉じこもり予防につながっています。しかし、老齡等により耳の聞こえが悪くなると、通いの場へ行くことや他者との交流を避けるようになる傾向がみられることや、徒歩で外出しても車等往来の状況に気づきづらく、危険察知が遅れ、事故等の危険性が高まるという課題があることから、これまで補聴器の購入について支援を行ってきました。

令和7年度は、補助制度の創設から5年が経過することを踏まえ、補聴器の更新についても補助対象とする制度の拡充を行います。これにより、高齡者が安心して外出できる環境づくりをさらに推進していきます。

3 事業概要

①【拡充】補聴器購入費補助金（1,300千円）

これまでの新規購入支援に加え、更新購入についても支援の対象とします。

【対象者】 購入時に満65歳以上で、障がい者支援給付の対象とならない中等度の難聴者（40db～70db）

※機器更新購入の場合、1回目の申請から5年経過した方

【補助額】 購入費の1/2（上限4万円）



②【継続】自動車急発進等抑制装置補助金（200千円）

ペダルの踏み間違いによる急発進等を抑制する装置の取付けや衝突被害軽減にかかる装置が搭載された安全運転サポートカーを購入する費用の一部を支援します。

【対象者】 市内業者により購入、取付け等された満65歳以上の者

【補助額】 ①後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置 2～4万円

②安全運転サポートカー 2～10万円

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.76

拡充 宮川町と河合町のデイサービスセンターの統合

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
8,876	一般財源	8,876 指定管理料 8,876

（前年度予算 907）

2 事業背景・目的

宮川町のデイサービスは、平成8年に当時の宮川村社会福祉協議会が設立し、宮川町保健センターに併設する形で運営を開始しました。平成15年に社会福祉法人吉城福祉会に引き継がれ、平成25年からは市の指定管理者制度の下、建物の管理を兼ねた事業として継続し、過疎地域の貴重な福祉サービスとして赤字であっても運営を続けてきました。

しかし、吉城福祉会から市に対し、「経費削減を図らなければ、法人全体の財政運営に支障をきたす可能性があるため、宮川町と河合町のデイサービスセンターの統合はやむを得ない」との報告がなされました。市としても、利用者数を統合後の施設の定員内で収められるとの判断からこの考えに同意しました。

統合後の利用場所としては、利用者増に対するデイルームや浴室の広さから宮川町の建物では受入が難しいこと、また河合デイサービス利用者を宮川町へ送迎することは移動が広範囲で非効率的であることから、現行の河合町の建物を使用することとしました。施設名については、「宮川・河合デイサービスセンター」と改称します。

統合後のデイサービスは、市の指定管理者制度の下で、建物の管理を兼ねた事業として継続し、事業者には宮川町方面の利用者がこれまで受けていた入浴等の個人サービス計画の基本的事項は変更せず、デイサービス間で適切に引き継ぐよう支援します。これにより、新たな福祉サービスとして充実した運営体制を維持します。

3 事業概要

「宮川・河合デイサービスセンター」を過疎地域の貴重な福祉資源として位置付け、これまでの河合町・宮川町保健センターの管理に対する指定管理料を、河合町保健センター管理及び介護保険サービス運営を含む形に改め、事業者の経営改善を支援します。

また、宮川町保健センターは市直営の保健センターとして管理を継続します。



▲新・「宮川・河合デイサービスセンター」

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P. 75

扩充

【主な使途】

(前年度予算

【拡充】 国の制度を活用した地域活性化人材の登用＜共通項目＞

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
61,551	一般財源	61,551
		委託料 47,134
		負担金 8,000
		人件費 6,417
（前年度予算 34,949 ）		

2 事業背景・目的

人口減少先進地である飛騨市では、様々な分野で人口減少や高齢化に起因する人材不足が深刻となっており、これは市役所においても例外ではありません。

こうしたことから市では、特別交付税による国からの財政支援のある人材活用制度を導入し、基礎的条件の厳しい集落の支援や、市の様々なプロジェクトを推進するための中心人物として活躍いただく人材を積極的に受け入れ、それぞれの活動を通じた地域力の維持、強化を図っています。

令和7年度は地域おこし協力隊や集落支援員の報酬単価について、国に準拠した引き上げを実施することで、優秀な人材を確保し、地域活性化の成果を高め、持続可能な地域づくりにつなげます。

3 事業概要

①【拡充】集落支援員の配置（16,884千円）

地域特有の生活課題への対応や住民ニーズの把握、集落と市役所をスムーズに繋ぐ架け橋役として、地域の実情に詳しい人材を配置します。また、1名当たりの報酬単価を国に準拠した4,850千円とします（令和6年度まで：4,400千円）

- (1) 古川町畦畑地区へ1名配置（継続）
- (2) 河合地区へ1名配置（継続）
- (3) 宮川地区へ1名配置（継続）
- (4) 関係人口に関する各種支援を行う「関係人口コーディネーター」を登用（新規）

②【拡充】地域おこし協力隊の登用（30,250千円）

1名当たりの報酬単価を国に準拠した5,500千円とします。

（令和6年度まで：4,400千円）

- (1) 河合町の伝統工芸品である山中和紙を後世に残すため、紙漉き職人のサポートを行うとともに、山中和紙の魅力発信、販路拡大を目指す地域おこし協力隊を登用します。（継続）

(任期：令和6年5月～令和9年4月まで)

- (2) 奥飛騨山之村牧場に活動の主軸を置きながら、地域資源を活用した山之村地域の交流人口拡大と、子どもたちや移住コンシェルジュとの連携による山之村地域への移住拡大を目指す地域おこし協力隊を登用します。(継続)

(任期：令和6年7月～令和9年6月まで)

- (3) 地域資源である薬草を活用した市民の健康意識向上を目的とした薬草のまちづくりの更なる普及や、今後の新規事業開発をリーダーとして進める地域おこし協力隊を登用します。(継続)

(任期：令和6年10月～令和9年9月まで)

- (4) 市の情報発信力の強化と職員負担を軽減する持続可能な広報業務を目指し、広報業務広報プロモーションを行う地域おこし協力隊を新たに登用します。(新規)

(任期：令和7年度より3年間)

- (5) 市独自の人材育成プログラム「飛騨市作業療法によるまちづくり研究所」の仕組みを新たに導入し、学校をはじめとする作業療法士の確保と育成体制を確立し、全国から優秀な作業療法士の集まるまちづくりを目指しながら、学校作業療法の効果検証によるエビデンスの確立等学校作業療法室の更なる充実を図ります。(新規)

(任期：令和7年度より2年間)

- (6) 市独自の人材育成プログラム「飛騨市広葉樹アカデミー（仮称）」を設立し、飛騨市の広葉樹サプライチェーンに関連する事業者と連携した学びの場を提供することで、地域おこし協力隊制度を活用した広葉樹人材を育成し、現在生じている流通課題の解決を図ります。(新規)

(任期：令和7年度より2年間)

③【継続】地域プロジェクトマネージャーの登用（6,417千円）

自治体のプロジェクトを推進するにあたり、関係者間を橋渡ししつつ、当該プロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材を会計年度任用職員として任用する国の制度を活用し、飛騨市の交流人口の拡大と市外からの移住定住者の拡大を目指した戦略的なシティプロモーションを担う「地域プロジェクトマネージャー」を登用します。

(任期：令和6年5月より最長3年間)

④【新規】地域活性化企業人の登用（8,000千円）

地域の活性化を図るため三大都市圏に所在する企業の社員を自治体に派遣し、地域課題に対して専門的な知見を活かしながら即戦力人材として従事する国の制度を活用し、派遣者1名を新たに受入れ、「ねんりんピック岐阜2025」飛騨市サッカー交流大会の企画運営やクアオルト健康ウォーキングの事業推進を図ります。

(任用期間：令和7年4月～令和9年3月まで)

担当課： ①-(4)、③-(1) 企画部ふるさと応援課 (☎0577-62-8904) 予算書：P. 47
 ②-(4) 企画部総合政策課 (☎0577-73-6558) 予算書：P. 52
 ②-(5) 市民福祉部総合福祉課 (☎0577-73-7483) 予算書：P. 71
 ①-(1) 農林部農業振興課 (☎0577-73-7466) 予算書：P. 100
 ②-(2)、②-(6) 農林部林業振興課 (☎0577-62-8905) 予算書：P. 106
 ②-(3) 商工観光部まちづくり観光課 (☎0577-73-7463) 予算書：P. 112
 ①-(2)、②-(1) 河合振興事務所地域振興課 (☎0577-65-2221) 予算書：P. 58
 ①-(3) 宮川振興事務所地域振興課 (☎0577-63-2311) 予算書：P. 58
 ②-(2) 神岡振興事務所建設農林課 (☎0578-82-2254) 予算書：P. 58
 ④-(1) 教育委員会スポーツ振興課 (☎0578-62-8030) 予算書：P. 142